

国民健康保険の保険証更新

8月1日(木)から新しい保険証(藤色)になります(有効期限は最長令和7年7月31日)



現在使用している紙の保険証の更新は今回が最後です。12月2日(月)以降は保険証の新規発行ができなくなります。可能な限り保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を使用してください。

郵送方法

白い封筒の普通郵便で7月31日(木)までに郵送します。8月になっても新しい保険証が届かない場合は連絡してください。古い保険証(クリーム色)は8月1日(木)以降、世帯主が確実に破棄してください。

70歳から74歳の方へ

対象の人には、令和5年中の所得に基づき判定した負担割合が載った保険証兼高齢受給者証を送ります。今年度70歳になる人は有効期限が誕生月(1日生まれは誕生月の前月)までに、今年度75歳になる人は有効期限が75歳の誕生日の前日までになります。新しい保険証などは、有効期限前に郵送します。

特別な理由がなく国保税を滞納している世帯短期被保険者証

対象/前年度の国保税を滞納している世帯
有効期限/3カ月(一部6カ月)

被保険者資格証明書

対象/国保税を1年分以上滞納している世帯
※対象世帯には予告通知を郵送し、納税相談後に交付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

8月から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な人は、保険証を持って、7月24日(水)以降に市役所国保年金課の窓口で申請してください(オンライン可、マイナ保険証を使用すると原則申請は不要です)。

☎国保年金課 国保係 995-1814

後期高齢者医療制度の保険証更新

8月1日(木)から新しい保険証(緑色)になります、有効期限に注意してください



後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する制度です。病院で治療を受けるときに必要な保険証が、8月1日(木)から新しくなります。

8月1日(木)から緑色の保険証

現在の藤色の保険証の有効期限は7月31日(木)までです。7月31日(木)までに、新しい保険証を対象の人に郵送します。

8月になっても新しい保険証が届かない場合は、連絡してください。

マイナンバーカードを保険証として登録してください

12月2日(月)から、現行の保険証は発行されなくなります。保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を使用してください。

今回の更新で郵送する保険証は、令和7年7月31日(木)まで、これまで通り使うことができます。

令和7年度以降の更新では、マイナ保険証を持っていない人に、保険証の代わりとなる「資格確認書」を郵送します。「資格確認書」は申請の必要はありません。

自己負担の割合は前年の所得で決定

病院で支払う金額の負担割合は、令和5年中の所得に基づき判定します。1割・2割・3割のいずれかです。保険証に記載されているので、確認してください。

☎国保年金課 年金後期係 995-1813



◀新しい保険証は緑色です

